

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第83回> 特例事業承継税制の最終選択判断 における注意点

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第82回)は No3760 (令和5年7月10日号) に掲載いたしました。〕

特例承継計画の提出期限が令和6年3月末までと、残り8か月を切った。特例承継計画の提出期限が迫る中、事業承継税制を適用すべき納税者の判断基準や適用に当たっての注意点などについて整理してみたい。

1 特例承継計画の提出期限

濱田) 法人

さておき、特

白井) あれ

のではないですか。

岡野) 確かに、令和6年3月までは、株式の異動が先で、その後に特例承継計画を提出することも可能です。しかし、原則は、①特例承継

濱田) 「いかなる場合も」だめってことは、特例承継計画の提出期限については有怨規定がな

「円滑化法」施行規則に有怨規定がありません(円滑化法施行規則21)。提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情がある場合には期限後の提出も認められます。だからと

と安心して、税制を適

用しようとするならば、まずは特例承継計画の作成・提出から始まるのだと思っていた方が無難です。

sample

sample

sample

内藤) ③認定申請書の提出時までとされます。

濱田) もし、令和6年3月になって相続が発生して、特例承継計画を出さないまま3月末を過ぎてし

岡野) 3 sample

sample

sample

場合も、

ね。提出するのは危険です。